

令和5年第1回北本市議会定例会請願文書表

受 理 番 号	議請第1号
受 理 年 月 日	令和5年2月10日
件 名	小学生及び中学生の学校給食費等の無償化等を求める請願
請願者の住所 及び氏名	峯 川 美 春 外113名
請 願 の 趣 旨	別記のとおり
紹介議員氏名	桜 井 卓

【請願趣旨】

北本市では、令和2年度から学校給食費が引き上げられ、小学校が月額4,500円、中学校が月額5,200円となりました。昨今の物価高騰対策として、昨年10月から物価上昇分を補助していただいておりますが、今年3月末で補助が終了することから、今後の給食費や給食の質がどうなるのか、心配でなりません。

現在、公立の義務教育においては、授業料と教科書は無償となっておりますが、学校給食費をはじめ副教材、制服、学用品、修学旅行、部活動など、実際には様々な金銭的負担があり、特にその負担は中学生において大きくなっています。文部科学省の調査によれば、公立小学校6年間の学習費は211万5,396円、公立中学校3年間の学習費は161万6,397円です。

とりわけ学校給食費の負担は大きく、北本市の年間給食費は小学校では49,500円、中学校では57,200円にもなります。学校給食や修学旅行は学習指導要領に位置付けられた教育活動です。義務教育学校の教育活動に要する費用は、本来すべて無償であるべきです。

子育てや教育にお金がかかりすぎることが少子化の一因となっていることは周知の事実であり、少子化に歯止めをかけるためにも経済的負担の軽減は不可欠です。県内では平成23年度から滑川町が保育園・幼稚園を含めた給食費の完全無償化を実施したのを皮切りに、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した時限的な措置を含め、学校給食費の無償化に取り組む市町村が増えています。

また、公立学校の活動に係る経費は、本来公会計において管理されるべきものです。県内では28市町村で学校給食費を公会計としていますが、本市では依然として学校が徴収や未納給食費の納付勧奨を行っており、教員にとって大きな負担となっています。教員が学習指導に専念できるよう教員の業務負担を軽減する観点からも、学校給食費等の無償化は有効ですが、直ちに

無償化することができなくても、学校徴収金の公会計化を進めるべきです。

以上のことから、小学生及び中学生の給食費等の無償化等について、次のとおりお願いします。

**【請願事項】**

- 1 小学生及び中学生（市外の学校に通う児童生徒を含む。以下同じ。）の給食費について、無償化するなど負担軽減策を講じてください。
- 2 小学生及び中学生の副教材、制服、学用品、修学旅行等の費用について、無償化するなど負担軽減策を講じてください。
- 3 学校給食費等の学校徴収金について、無償化を実現するまでの間、教員の業務負担の軽減を図るため、公会計化を進めてください。